

公告

令和7年度 米人権政第2号 第5次米原市男女共同参画推進計画策定業務について、次のとおり公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和7年9月17日

米 原 市 長 角 田 航 也

1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 業務名 令和7年度 米人権政第2号
第5次米原市男女共同参画推進計画策定業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日の7日以内から令和9年(2027年)3月31日まで
- (4) 業務に要する費用(予算限度額)
5,794,800円(消費税および地方消費税を含む。)

内訳	令和7年度	1,599,400円
	令和8年度	4,195,400円

2 プロポーザル参加資格要件

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項を全て満たす者であること。

- (1) 米原市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 米原市建設工事等入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオの要件に該当する者でないこと。

ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

オ 銀行取引停止処分がなされている者

- (5) 自己または自社もしくは自社の役員等が、次のアからカのいずれにも該当する者でないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。)
第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える
目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直
接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当
に利用するなどしている者

(6) 過去5年間(令和2年度から令和6年度まで)に地方自治体の男女共同参画推進
計画策定業務の受託者として業務を完了した実績があること。

※基礎調査のみの業務は、実績として認めない。

3 プロポーザル実施の日程

項番	手 順	期限等
1	質問受付期限	令和7年9月30日(火)15時まで
2	質問回答期限	令和7年10月3日(金)
3	参加申込書・企画提案書の提出期間	令和7年9月17日(水)から 令和7年10月28日(火)15時まで
4	第1次審査	令和7年11月17日(月)【予定】
5	第1次審査の結果通知	令和7年11月19日(水)【予定】
6	第2次審査	令和7年12月4日(木)【予定】
7	第2次審査の結果通知	令和7年12月上旬頃
8	契約手続	令和7年12月中旬頃

4 その他

詳細は、第5次米原市男女共同参画推進計画策定業務に係る公募型プロポーザル実施
要領のとおり